

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>総額型控除上限の10%引き上げ等</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」(新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>

※ 平成23年度税制改正の追加要望等を踏まえ、再提出した評価書

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため、中小企業が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせて民間研究開発投資の GDP 比率を 4%以上にする。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が高い付加価値を生み出す試験研究に対して、特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新・新規創業や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な経済成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>(注) 政府研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標が定められていないことから、民間研究開発投資の対GDP比率の具体的な数値目標を定めることは困難であるため、「最高水準」という目標を置いている。なお、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率が「主要国の中で最高水準」かどうかは、毎年各国の実績に基づき、客観的に判断が可能である。具体的には、後述するように、我が国の民間研究開発投資の対GDP比率は、毎年、主要先進諸国の中で最も高いことが客観的に明らかとなっている。したがって、今後も他の先進諸国との比較において民間研究開発投資を「最高水準」に維持し続けることにより、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とすることが可能となると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効果につながる。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成19年度 59.6% 平成20年度 57.8% 【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p>

		<p>本租特における利用実績 平成19年度 3,425事業年度 平成20年度 2,692事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。</p> <p>また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属製品工業（平成19年度13.5%、平成20年度11.8%） ・精密機械工業（平成19年度10.4%、平成20年度11.8%） ・化学工業（平成19年度8.3%、平成20年度8.2%） ・輸送用機器工業（平成19年度8.2%、平成20年度8.3%） ・食品工業（平成19年度7.3%、平成20年度7.1%） ・電気機械工業（平成19年度7.3%、平成20年度5.9%） ・卸売・小売業（平成19年度4.2%、平成20年度5.9%） ・ソフトウェア業（平成19年度2.1%、平成20年度3.5%） ・サービス業（平成19年度3.1%、平成20年度2.4%） <p>【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500～3,000事業年度程度と推測される。</p>
②	減収額	<p>平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円（国税：191億円）</p> <p>地方税における減収額 減収額実績 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>平成16年度 29億円 平成17年度 53億円 平成18年度 53億円 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円</p> <p>減収額試算 平成21年度 10億円 【総務省減収額試算】</p> <p>（減収額の算出方法） 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>（参考）国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>平成16年度 4,235億円（167億円） 平成17年度 5,663億円（309億円） 平成18年度 5,820億円（305億円）</p>

平成19年度 6,269億円(167億円)

平成20年度 2,881億円(246億円)

減収額試算【財務省減収額試算】

平成21年度 2,540億円(70億円)

平成22年度 2,358億円(191億円)

・今回の要望に関する減収見込額 6億円

(減収額の将来推計)

平成23年度において、控除上限を10%引き上げた場合の地方税減収額増加分の試算は以下のとおり。

平成22年度における財務省試算を基に、平成21年度財務省試算における総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引き上げ部分(経済対策部分)のみの減収額割合で按分して算出

① 財務省による平成21年度経済対策における減収額の試算額(総額型(特別試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制含む)控除上限10%引上げ分の減収額)

: 45,000百万円

② 財務省による平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 251,700百万円

③ 財務省による試算において、平成21年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額試算の合計額に占める平成21年度経済対策における減収額試算額(控除上限10%引上げ部分)の割合

(① ÷ ②)

: 17.87%

④ 財務省による平成22年度における総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制の減収額の試算額合計

: 227,300百万円

⑤ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算 (④ × ③)

: 40,619百万円

⑥ 財務省試算による平成22年度での中小企業技術基盤強化税制の減収額

: 18,800百万円

⑦ 平成22年度試験研究税制等減収額のうち、中小企業基盤強化税制が占める割合 (⑥ ÷ ④)

: 8.27%

⑧ 平成23年度において、研究開発税制(総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制)の控除上限額を10%引き上げた場合(=控除上限を30%にした場合)の、減収額の増加分試算(中小企業分)(⑤ × ⑦)
: 3,360百万円

⑨ 地方税分を次のとおり算出(⑧ × 0.173)
: 581百万円

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.40	3.40	3.55	3.61	3.67	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54

アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21～23年度)

総額型控除上限を20%から30%に引き上げた際の10%相当分：

- 1. 7億円 (平成21年度：57社)
- 1. 9億円 (平成22年度：46社)
- 2. 0億円 (平成23年度：48社)

【中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中小企業庁実施)より算出】

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

(平成22年度減収額試算に基づいているが、経済環境が大きく変わらないと想定されるため、平成23年度も平成22年度とほぼ同等の効果と推測する。)

【①総額型・②中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

①平成22年度減収額(大企業分)：1,712億円(財務省試算)

②平成22年度減収額(中小企業分)：153.87億円(財務省試算)

↓ ①研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：
1.38倍

↓ ②中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果：
1.70倍

①研究開発投資押し上げ額(大企業分)：2,362億円(1,712億円×1.38)

②研究開発投資押し上げ額(中小企業分)：262億円(153.87億円×1.70)

●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記を基に、押し上げられた研究開発投資が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次の

		<p>とおり試算。</p> <p>①研究開発投資押上げ額:2,362億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約9,146億円 ・同様の計算により、平成22年度の中小企業技術基盤強化税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約1,015億円</p> <p>※地方税部分における経済波及効果の試算</p> <p>②平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算) ↓ 地方税に換算:0.173倍 平成22年度での地方税減収額:26.6億円 ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.70倍 研究開発投資押上げ額:45億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算) 10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約175億円</p> <p>【③経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算) ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算) ↓ ・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(大企業分):約1,990億円 ・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(中小企業分):約223億円</p> <p>※地方税部分における経済波及効果の試算 経済対策における経済波及効果(地方税分)を次のとおり試算。 平成22年度減収額(中小企業分):34億円 (財務省試算を基にした経産省試算) ↓ 地方税に換算:0.173倍 平成22年度での経済危機対策による地方税減収額:5.9億円 ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.70倍 研究開発投資押上げ額:10億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算) 10年間(平成22～31年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約38億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき</p> <p>我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に</p>

	妥当性等	<p>次いで2位)</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費)</p> <p>競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>総額型控除上限の10%引き上げ等</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国のリーディング産業である情報通信産業における中小企業者等の民間研究開発投資を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総務省設置法第4条第75条</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)</p>

※ 平成22年8月30日付け報道資料「平成22年度政策評価書の公表」版(他省庁との協議の上一部修正)

	② 政策体系における政策目的の位置付け	総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号) オ 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 情報通信分野における中小企業者の研究開発投資の安定的拡大により、イノベーションを加速することにより、以下の政策目標の達成を図る。 ・情報通信分野の新規事業の創出 ・情報通信サービスの高度化・多様化の実現 ・情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究投資の対GDP比率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。
8 有効性等	① 適用数等	以下に示すように、国税における税制利用企業は中小企業の割合が高いことから、地方税における措置についても、多数の中小企業が利用しているといえる。 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。
	② 減収額	平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円(国税:191億円) 地方税における減収額 減収額実績 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】 平成16年度 25億円 平成17年度 53億円 平成18年度 53億円 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 減収額試算 平成21年度 10億円【総務省減収額試算】 (参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円)

平成18年度 5,820億円(305億円)
 平成19年度 6,269億円(167億円)
 平成20年度 2,635億円(246億円)

減収額試算【財務省減収額試算】
 平成21年度 2,540億円(70億円)

③ 効果ないし達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)
 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.4	2.63	2.68
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度)

総額型控除上限を20%から30%に引き上げた際の10%相当分:

1. 7億円 (平成21年度:63社)
2. 0億円 (平成22年度:51社)
2. 1億円 (平成23年度:51社)

【中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中小企業庁実施)より算出】

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度)

平成22年度に経済産業省、中小企業庁がそれぞれ実施した研究開発税制に関するアンケート調査から、税額控除額に対する研究開発投資額への押し上げ率は、大企業は1.38、中小企業は1.70という結果が得られた。これにより、本税制措置は研究開発投資額に寄与したものと見ることが出来る。さらに、この押し上げ率を用いて、平成22年度における研究開発投資押し上げ効果は、以下のとおりと試算できる。

平成22年度の減収額見込(国税)	191 (億円)
平成22年度の研究開発投資押し上げ効果見込(国税)	
	$191 \times 1.70 = 325$ (億円)
平成22年度の減収額見込(地方税)	$191 \times 0.173 = 33$ (億円)
平成22年度の研究開発投資押し上げ効果見込(地方税)	
	$33 \times 1.70 = 56$ (億円)
	(※財務省試算を用いて、算出)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型・②中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

①平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)

②平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)

↓ ①研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:

1.38倍

↓ ②中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果:

1.70倍

①研究開発投資押し上げ額 2,362億円(1,712億円×1.38)

②研究開発投資押し上げ額 262億円(153.87億円×1.70)

●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算
上記を基に、押し上げられた研究開発投資が中長期的に及ぼす GDP 押し上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

①研究開発投資押し上げ額:2,362億円

↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:約9,146億円

同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押し上げ効果は以下のとおり。

②:約1,015億円

<地方税部分における経済波及効果の試算>

②平成 22 年度減収額 153.87億円(財務省試算)

↓ 地方税に換算:0.173 倍

平成 22 年度での地方税減収額:26.6億円

↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果:
1.70 倍

研究開発投資押し上げ額:45億円

↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算)

10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):
約175億円

【③経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算)

↓

・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押し上げ効果(大企業分):
約1,990億円

・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押し上げ効果(中小企業分):
約223億円

<地方税部分における経済波及効果の試算>

経済対策における経済波及効果(地方税分)を次のとおり試算。

・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算)

↓ 地方税に換算(0.173 倍)

・平成 22 年度での経済危機対策による地方税減収額:5.9億円

↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果:
1.70 倍

・研究開発投資押し上げ額:10億円

↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる試算)

・10年間(平成 22～31 年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約38億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信分野における研究ニーズはますます増加・多様化すると考えられ、我が国経済の進展及び産業競争力強化を図るためには、我が国のリーディング産業たる情報通信産業において革新的な新技術の創出を強力に推進する必要がある。このため補助金や金融支援といった特定事業者に対する支援措置に加え、包括的に当分野の民間研究開発の積極的投資へのインセンティブを与える当制度は政策手段として妥当である。さらに、今後の我が国の産業・社会変革を担う情報通信技術の研究開発への支援措置はその成果が新サービス・新事業に結びつき、特定事業者への支援措置に留まらない高い公益性を持つものであり、当制度は政策目的においても妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>戦略的情報通信研究開発推進制度[※]は、公募によるため採択された研究者（研究機関）のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p> <p>※戦略的情報通信研究開発推進制度（委託費）</p> <p>競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。（2009年版中小企業白書）。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—